

## 条 例

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第六号

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

第二条第二号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第五号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第八号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を経由して行われる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第九号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を経由して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第十一号中「作成し」を「作成し、」に改める。

第三条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「ところにより、」の下に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第九条において同じ。）の利用その他の」を加え、「県の執行機関等が」を「規則で」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもつてすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第四条第一項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の

規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第五条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加える。

第六条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」

に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「県の執行機関等が」を「規則で」に改め、「当該署名等に」を削る。

第七条を次のように改める。

(適用除外)

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づくもの 同表の下欄に掲げるこの条例の規定

二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項又は第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第三条及び第四条の規定

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第五条及び前条の規定

第八条第一項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、同条第二項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「確保するよう努めなければ」を「確保するために必要な措置を講じなければ」に改め、同条第三項中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「少なくとも毎年度一回、県の機関等が」を削り、「使用して行わせ又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の下に「県の機関等に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の下に「随時」を加え、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第九条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(職員の旅費に関する条例の一部改正)
- 2 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。  
第四条中第八項を削り、第九項を第八項とする。  
第十一条中第五項を削り、第六項を第五項とする。  
(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

- 一 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)別表第一百四項第二号事務の欄
- 二 埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年埼玉県条例第九号)第二条第一号口及び同条第九号ただし書
- 三 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和七年埼玉県条例第四十八号)第三条のうち知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第二十三項第二号事務の欄及び第一百四項第二号事務の欄の改正規定